

お取引先 各位

最低賃金の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、報道等でお聞き及びかと存じますが、今秋には最低賃金額の改定が見込まれています。そのため、本学と契約を締結しております案件において、従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しを行う必要がございます。

つきましては、最低賃金の改定に伴う契約金額の変更の必要性について確認させていただきたく存じますので、本学との契約締結中の案件において、金額の変更が必要な場合には、その根拠となる資料を添付のうえ、契約締結部局の担当者までお申し出ください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

東京大学財務部契約課調達企画チーム

担当：藤原

連絡先：03-5841-1201